

発信日時 2025/03/31 23:05:19

受付日時 2025/03/31 23:05:18

取扱日 2025/03/31

事業者コード : 0000001883 利用者名 : アドア 株式会社

申告受付完了通知

送信された申告データを受付けました。
後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。(MUD002I)

法人事業税	所得金額総額	4,164,026円
法人事業税	申告納付税額	-361,400円
特別法人事業税	申告納付税額	-133,800円
法人県民税 (法人税割)	課税標準総額	624,000円
法人県民税 (法人税割)	申告納付税額	-75,800円
法人県民税 (均等割)	申告納付税額	60,000円

納税者の氏名又は名称	アドア株式会社
発行元	東京都渋谷都税事務所 事業税課法人事業税班
電話番号	03-5422-8780
受付番号	R1-2025-14675404
手続名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 確定申告
年度・期別等	R06/01/01 ~ R06/12/31
提出先名	東京都渋谷都税事務所長
課税地	
ファイル名称	R010210020250331230518.xml 添付ファイルがあります。

受付印

年 月 日 法人番号 1:0109:0104:5505 この申告の基礎 修正・更正 決・再定 正 による。 申告年月日

東京都渋谷都税事務所長 殿

Table with 2 columns: Information (所在地, 法人名, 代表者名) and Financials (事業種目, 期末現在の資本金の額, 資本準備金の額の合算額)

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの事業年度分の 道府県民税 特別法人事業税 の 確定 申告書

事業税

Main table for Business Tax (事業税) with columns: Summary (摘要), Tax Standard (課税標準), Tax Rate (税率), Tax Amount (税額), and Details (使用秘密金税額等)

特別法人事業税

Main table for Special Corporate Business Tax (特別法人事業税) with columns: Summary (摘要), Tax Standard (課税標準), Tax Rate (税率), Tax Amount (税額), and Details (特別区分の課税標準額)

Summary table for Corporate Income Tax (法人税) with columns: Calculation (計算の内訳), Tax Amount (税額), and Final Amount (還付請求中間納付額)

第六号様式

道府県民税

署与税理士名

スタンダード会計事務所 野口 仁

電話 03-6384-2345

野口 仁

決算確定の日 令和 7 年 3 月 28 日

解散の日

申告期限の延長の処分(承認)の有無

法人税の申告書の種類

この申告が中間申告の場合の計算期間

翌期の中間申告の要否

還付を受けようとする金融機関及び支払方法

三井住友銀行 渋谷駅前支店 口座番号(普通) 5196396

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令和 6・1・1 令和 6・12・31	法人名	アドア株式会社
----------------------	------------------------	-----	---------

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)	所在地					
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数			(外 箇所)						
東京都渋谷区恵比寿4-20-4		12	6									
恵比寿ガーデンプレイスグラス												
当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動												
特別区内における従たる事務所等				異動区分	異動の年月日	名称	所在地					
所在地	名称 (外 箇所)	月数	従業者数の合計数	設置								
1 千代田区	(外 箇所)			廃止	令和6年7月1日	旧支店						
2 中央区	(外 箇所)			旧の主たる事務所等 (月)	令和6年7月2日	旧本店	渋谷区道玄坂					
3 港区	支店 (外 箇所)	6	0									
4 新宿区	(外 箇所)			均等割額の計算								
5 文京区	(外 箇所)			区分	税率 (年額) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)	税額計算 (ア)×(イ)×(ウ)				
6 台東区	(外 箇所)			特別区 主たる事務所等所在の特別区	円	月	/	円				
7 墨田区	(外 箇所)								事務所等の従業者数50人超			
8 江東区	(外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下	7,000.00	12	/	7,000.00				
9 品川区	(外 箇所)			特別区 従たる事務所等所在の特別区								
10 目黒区	(外 箇所)								事務所等の従業者数50人超			
11 大田区	(外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下	5,000.00	6	1	2,500.00				
12 世田谷区	(外 箇所)			道府県分								
13 渋谷区	(外 箇所)			特別区(市町村分)								
14 中野区	(外 箇所)								事務所等の従業者数50人超			
15 杉並区	(外 箇所)								事務所等の従業者数50人以下			
16 豊島区	(外 箇所)			納付すべき均等割額 + + + 又は + +				9,500.00				
17 北区	(外 箇所)			備考								
18 荒川区	(外 箇所)			合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				6				
19 板橋区	(外 箇所)											
20 練馬区	(外 箇所)											
21 足立区	(外 箇所)											
22 葛飾区	(外 箇所)											
23 江戸川区	(外 箇所)											